

愛知県有料道路運営等事業における改築事業への取り組み

前田建設工業（株）中部支店 愛知道路CM r 作業所

副統括所長（前 愛知道路コンセッション（株）） 岩田 誠

1. 愛知県有料道路運営等事業の対象路線

平成 28 年 8 月 31 日に愛知県道路公社と運営権者である愛知道路コンセッション株式会社の間で「愛知県道路有料道路運営等事業」の実施契約が締結され、有料道路の運営が愛知道路コンセッション株式会社により同年 10 月 1 日より開始されています。運営対象路線を図-1 に示します。

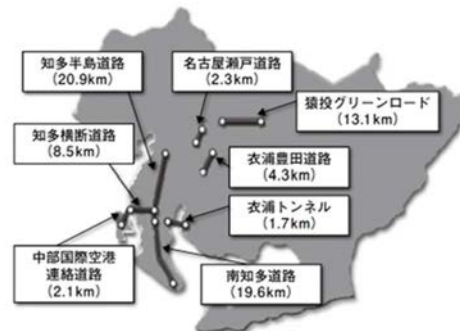


図-1 コンセッションの対象路線

2. 改築事業の内容

「愛知県有料道路運営等事業」には有料道路の運営事業の他、改築事業が含まれており、愛知道路コンセッション株式会社が平成 28 年 11 月 25 日に前田建設工業（株）中部支店とCM契約を結び実施しております。

改築事業は平成 27 年 9 月 7 日に愛知県道路公社より道路整備特別措置法第 10 条第 4 項の規定に基づき国土交通省中部地方整備局に申請され許可された下記に示す 4 路線に及んでいます。（位置は図-2 参照）

- ① 南知多道路（完成予定年月日令和 8 年 3 月 31 日）
 - ・武豊北インターチェンジ（仮称）の新設
 - ・一般レーンのETC化
 - ・橋梁及び道路情報板等の機能向上
- ② 知多横断道路（完成予定年月日令和 2 年 3 月 31 日）
 - ・りんくうインターチェンジ出口の新設
 - ・一般レーンのETC化
 - ・道路情報板等の機能向上
- ③ 知多半島道路（完成予定年月日令和 8 年 3 月 31 日）
 - ・大府パーキングエリア（下り）の新設
 - ・阿久比パーキングエリア（上り）の新設
 - ・一般レーンのETC化
 - ・橋梁及び道路情報板等の機能向上
- ④ 中部国際空港連絡道路（完成予定年月日令和 2 年 3 月 31 日）
 - ・道路情報板等の機能向上



図-2 改築事業位置

3. 知多横断道路、中部国際空港連絡道路完成に向けての取り組み

4 路線の改築事業のうち知多横断道路、中部国際空港連絡道路は、令和 2 年 7 月から

開催が予定されていた東京オリンピック・パラリンピック、令和元年 8 月に開業が予定されていた愛知県国際展示場との関連から予定工期令和 2 年 3 月 31 日の遵守は必須とされました。取り組み実績について以下に紹介します。

3-1 改築CM rからの調査・設計・工事発注実施区分

- ① りんくう I C 出口追加工事調査・測量・詳細設計業務
- ② E T Cレーン追加工事（常滑 I C）
- ③ りんくう I C 地盤改良工事・Cランプ移設工事
- ④ りんくう I C 上部工架設工事
- ⑤ りんくう I C 下部工・土工・擁壁工事
- ⑥ りんくう I C 舗装・料金所建築工事
- ⑦ りんくう I C 電気設備工事
- ⑧ りんくう I C 料金収受施設工事
- ⑨ 道路情報板等の機能向上工事その 1（情報板の更新）
- ⑩ 道路情報板等の機能向上工事その 2（I T V カメラの設置）

3-2 工程遵守のための工夫

- ・工程の繋がる複数の工事を行える専門会社の選定を行いました
 - ③の地盤改良工事とCランプ移設工事
 - ⑥の舗装工事と料金所建築工事
- ・CM r 主導で一般道路の規制を計画し、共通の規制の中で複数の専門会社が作業を行えるよう工夫しました。
- ・既設りんくう I C 内の工事用道路、供用中の高速道路近接施工時の規制等については愛知道路コンセッション株式会社の行う維持業務担当者と入念に打ち合わせを行いロス低減を図りました。
- ・橋梁架設時は、愛知道路コンセッション株式会社と高速道路夜間通行止めの方法・工程を調整し、大規模一括架設により架設工程を大幅に短縮しました。
- ・東京オリンピック・パラリンピックに向けて行われた、愛知道路コンセッション株式会社による高速道路ナンバリング対応（知多横断道路、中部国際空港道路）作業とも工程調整を行い、ロス低減に努めました。



以上、運営事業と改築事業一体となった取り組みで道路整備特別措置法第 10 条第 4 項に基づく改築を終え、令和 2 年 2 月 13 日に、新設りんくう出口も供用開始しました。